

## 目 次

## 目 次

巻頭言： <a href="#">待望の浦東新会社「上海華鐘投資コンサルティング(有)」設立</a> .....	1
	総経理 古林 恒雄

## 会員情報：

<a href="#">艾迪科食品(常熟)有限公司の開業を祝して</a> .....	3
	華鐘通信編集部
<a href="#">カネボウ化粧品新会社が営業を開始.</a> .....	4
	株式会社カネボウ化粧品 中国総代表 佳麗宝化粧品(中国)有限公司 董事長 岩間孝夫

## 合作パートナー紹介：

<a href="#">海に突き出た海寧地区を訪ねる—浙江省海寧市視察</a> .....	5
	華鐘通信編集部

## 社員紹介：

<a href="#">品質管理部</a> .....	7
	華鐘通信編集部

## ビジネス Q&amp;A コーナー：

Q1： <a href="#">租税協定の恒久的施設認定などに関する問題について(その1)</a> .....	9
Q2： <a href="#">租税協定の恒久的施設認定などに関する問題について(その2)</a> .....	11

[フラッシュニュース](#)

上海市第1四半期のGDPは12.3%の増、6つの特徴が顕著 .....	13
税務総局：中国税務機関、全面的に税務登記証を交換交付 .....	14
国家質量検験総局、食品・化粧品輸出入ラベル審査認定手順を簡素化 .....	14
商務部、中古車市場を規範化、『中古車取引規範』を公布 .....	15
ヨーロッパのリース大手、中国市場に勇んで進出 .....	15
外国企業、中国で「独資」による流通業経営盛ん、60%は独資企業 .....	16
最新統計分析：外資小売企業の規模拡大加速化が顕著 .....	16
DHLの中国投資、9億米ドルを超える .....	17
アルマーニ、香港にて5年以内に中国大陸で数十店の専門店展開を発表 .....	17
海外金型巨頭の中国投資熱 .....	18
江蘇省昆山市、25億元を投資して国際金型パークを建設 .....	19
第1四半期、第三次産業の外資導入実績は6割	
外資の上海サービス産業への投資加速化 .....	19

<a href="#">編集後記</a> .....	20
----------------------------	----



## 136 号巻頭言

## 待望の浦東新会社「上海華鐘投資コンサルティング(有)」設立

メーデー連休前の4月27日、弊社と一心同体ともいふべき兄弟会社「上海華鐘投資コンサルティング有限公司」の営業許可証を受領した。会社の登記住所は浦東新区銀城中路200号中銀大廈(中国銀行ビル)406号室で、200㎡弱の事務所面積でこの5月からすでに実質的な営業を開始した。住所が異なるだけで出資者、出資比率、董事会メンバーである董事長、副董事長、董事は弊社上海華鐘コンサルタントサービス(有)とまったく同一で、営業範囲もあらかじめ国务院統計局の許可が必要となる涉外社会調査業務を除いてはほぼ同一の一卵性双子のような会社である。資本金は1,000万日本円の小型会社であるが、その出資全額は弊社の2005年度決算における出資者に対する利益配当が当てられたもので、その意味では弊社が生んだ、というより単に弊社を二分割した分身別会社として設立した会社である。従って会員のお客様会社各位には弊社とまったく同じ会社であると理解していただくようお願い申し上げますと共に、今後業務を順次新会社に移管して行き、3年後ぐらいを目処に再び両社を統合することも視野に入れている。

以上のような状況なので、お客様各位に対しては弊社業務の新会社への移管について衷

心よりよろしくご協力をお願い申し上げます次第である。

ところで、何故このようなことをしなければならぬかということについて、弊社のケースは、日本ではどうしても理解しがたいところの、中国における外資導入と税収政策に関する国家としての基本的な行政の考え方の違いによるものである。言い換えれば日本の徹底的に中央集権的な税収政策と中国の地方徴税を基礎とした積上げ行政の相

違を典型的に示す事例であり、その意味でこの機会に若干詳しくご紹介して会員各位のご参考に供したい。

実はこの浦東新会社設立は、浦東新区の税制優遇策を受けるために弊社としては数年前からどうしても実現したいと思いつけてきたものであり、その意味では今回の営業許可証受領はまさに「念願かなって実現した待望の新会社」ということになる。上海の外資系大手コンサルティング会社で、浦東新区ではなく浦西地区に登録している会社はほぼ弊社のみであり、上海市外資工作委員会長老からは「化石のような会社だね、何故浦東新区に会社を作らない?」といわれる始末であるが、弊社の場合は設立が1994年と外資系コンサルティング会社としては草分け的存在で、当時は「独資も浦東登記もだめ、合弁で浦西登記ならOK」と言われて浦西での会社登記もやむを得なかった事情がある。その後外資に対する自由化が進み、浦東新区が特に弊社のようなサービス業に対して大幅な優遇政策を打ち出す中で、弊社も当然ながら何度か日中双方の出資者に対して浦東新会社設立を申請した。中国側出資者はすぐ理解して同意されるのであるが、日本側出資者からはどうしても理解と同意が



编号: N9 0551170	
名称	上海华钟投资咨询有限公司
住所	上海市浦东新区银城中路200号中银大厦4楼406室
法定代表人	周良才
注册资本	日元1000万元 实收资本日元0万元
企业类型	有限责任公司(中外合资)
经营范围	投资咨询、企业管理咨询、翻译和文案设计(不涉及出版、印刷和广告)、与投资管理相关的软件、硬件、硬件系统的销售、制作、销售自产产品并提供相关的售后服务(涉及行政许可的,凭许可证经营)
分支机构	
本执照有效期	自二〇〇六年四月二十七日 至二〇二六年四月二十六日
经营期限	自二〇〇六年四月二十七日 至二〇二六年四月二十六日

得られなかった経緯がある。理由は行政の仕組みが日本では理解できない組み立てになっていることと、売上げが連結 4 千億円を越える大会社の中で、ごまめの様な小さな子会社の取るに足らない小さな事情という認識もあった。そのうち本体の経営不振が表面化して産業再生機構の管轄下に入ると、当然ながら国内外を問わず新たな組織改変や投資行為は一切凍結、ということになってしまい、遂に現在に至ったというのが実態である。

中国においては、それまでの工商統一税を基礎とする地方政府の中央政府に対する税金上納額請負制が廃止されて、現在のような増値税、営業税、消費税などの分税制が実施されたのは弊社設立の 1994 年のことである。この年の 1 月 1 日、朱鎔基総理(当時は副総理、中国人民銀行総裁)主導の下に、外国為替の国家公定レートを廃止して当時の市場レートへの統一、外貨兌換券の廃止、税制の抜本的改革…と国がひっくり返るような根本的な大改革が、それも事前の周知期間無し(発表は前年の 12 月 27 日ごろだったと思う)に一举に行なわれて、続いて全体の半分に当たる公務員 150 万人削減という大行政改革が続く。

当時筆者はそれまでに設立した華鐘グループ 7 社の経営について責任を持つ立場にあったが、為替差損だけでも一夜にして数億円以上が発生して、こんな無茶をして企業は存続できるのか、そもそも国の行政体系そのものが維持できるのかと仰天したものである。結果としてはあの時の朱鎔基総理の英断が現在までの中国の経済発展の基礎を築いたことは疑いなく、もしあの改革が無かったら現在の中国は相変わらず遅れた経済発展途上国としてそれほど世界から相手にされない旧体制の国家として存在していたかもしれない。

この分税制の考え方は地方の税務局(国税局、地方税局)が徴税責任を有する各種税金は税金の種類によって国の取り分と地方の取り分が予め決まっていて、徴税した税金はまず地方が取ってその後国に上納することが大きな特徴である。分与税の代表は所得税(地方が 40%、国が 60%)と増値税(地方が 25%、国が 75%)であり、営業税は地方税(地方が 100%)、関税や消費税は国税(国が 100%)である。従って地方は税収を上げれば上げるほどに豊かに潤う。どうすれば富むことが出来るか、それには当該企業だけでなく周辺の産業振興になり雇用増加と継続的な税収増加が期待できる企業を自らの行政区内に誘致することが一番の早道となる。

その意味で各地方政府は企業誘致のために実に様々な優遇政策を打ち出すのはご存知の通りである。浦東新区も第 11 次 5 ヶ年計画期間(2006~2010 年)の進出企業に対する財政補助政策を発表して、特に弊社のような知的サービス業分野、金融分野、ハイテク分野などの産業を優遇する政策を文章化して発表している。もともと浦東新区は深センや珠海などの経済特区と同等の国家級経済特別区で、浦西地区では企業所得税 30%、地方税 3%であるところを浦東新区は統一的に 15%であり、そのほかに浦東新区独自の優先誘致産業に対して、それぞれの満たすべき厳しい条件はあるものの浦東新区取り分の税金を一部還付するなどの優遇策が規定されている。

このような次第で税務の問題から中国では企業の登記地移転は至難の業(旧来の所管税務局が当該企業の移転に同意しない)であるが、新設→将来的に統合という方法は一つの選択肢である。

(総経理 古林恒雄)

[目次に戻る](#)

## 艾迪科食品(常熟)有限公司の開業を祝して

華鐘通信編集部

弊社の会員企業である株式会社 ADEKA(旧旭電化工業株式会社が 2006 年 5 月 1 日より株式会社 ADEKA に社名変更)と三井物産株式会社の共同出資による艾迪科食品(常熟)有限公司の開業式が 2006 年 4 月 11 日に盛大に執り行われ、中共常熟市委楊升華書記、秦衛生副書記等市のトップ層、株式会社 ADEKA 会長兼 CEO の岩下誠宏氏、三井物産株式会社関係者、ユーザー、協力業者等の 150 名が当該式典に参列されました。



株式会社 ADEKA 会長兼 CEO 岩下誠宏氏祝辞

艾迪科食品(常熟)有限公司は、2004 年 5 月 18 日に営業許可証を取得し、登録資本金は 1,500 万米ドルで、出資比率は株式会社 ADEKA70%、三井物産株式会社 30%であり、主として中高級食品、加工油脂を生産します。着工から竣工開業迄、僅か 1 年数ヶ月の月日での順調なスタートです。第 1 期工事により落成した近代的な工場建物を眼にして、二年余り前の弊社がサポートした工場用地選定の頃が思い出されました。当時、弊社では上海市周辺の幾つかの開発区を候補地として推薦し、現地視察にも同行した

のですが、ある早朝、常熟市に到着するや、現会長兼 CEO の岩下誠宏氏は直ぐに長靴に履き替えて視察を開始し、常熟経済開発区沿江工業区に独特の閃きを感じ取られ、山水に囲まれ、しかも長江沿いの地の利、豊かな文人文化の香り、美しい環境等から、ほぼ一目惚れ的に工場用地をこの沿江工業区に決められたのでした。開業式典における祝辞において、岩下誠宏氏も長靴を履いての視察当時を振り返られ、あっと言う間の新工場落成に喜びもひとしおのご様子でした。

食品工場に対する衛生条件、温度要求等どれも非常に厳しく、特にホコリは許されず、虫類の工場飛来や進入を防ぐ必要がありますので、工場の設計や構造は特色に満ちており、各種設備も非常に先進的で、従業員に対する衛生要求も非常に厳しく、参列者に深い印象を与えました。

2008 年の北京オリンピック、2010 年の上海万博という食品業界にとっては追い風となる巨大イベントに乗って、艾迪科食品(常熟)有限公司の中国での事業が順調に発展し、成功をおさめられる事を心より祈念致します。



開業式典参列者の工場参観

[目次に戻る](#)



会員情報

## カネボウ化粧品新会社が営業を開始

株式会社カネボウ化粧品 中国総代表  
佳麗宝化粧品(中国)有限公司 董事長  
岩間孝夫

カネボウ化粧品はこの度上海に設立した新会社「佳麗宝化粧品(中国)有限公司」の開業式を3月8日上海市内のホテルで行い、その営業を開始させました。



「佳麗宝化粧品(中国)有限公司」  
垣見匡史総経理、開業式壇上でのご挨拶

カネボウ化粧品は1995年に「上海カネボウ化粧品有限公司」を設立して中国事業を開始、2000年に「カネボウ(上海)市場サービス有限公司」、2005年に「上海カネボウ化粧品貿易有限公司」を設立し販売体制を整えて来ましたが、昨年からは外資独資の輸入卸売企業が認可されたため、当社を新しく設立し中国での販売体制を再構築したものです。当社の設立により、従来販売を担当していました「カネボウ(上海)市場サービス有限公司」と「上海カネボウ化粧品貿易有限公司」は活動を停止し、今後は国内生産を担当する

「上海カネボウ化粧品有限公司」と国内生産品及び輸入品の販売を担当する当社の2社体制で中国での事業を展開してまいります。

ご承知の通り、カネボウ化粧品は本年2月1日から花王グループの一員となりました。薬品、食品、トイレタリーの3部門が残ったカネボウ(株)は来年末までに社名から「カネボウ」をはずすことになっており、約120年続いた「カネボウ」の名称はカネボウ化粧品でのみ残ることになります。

また中国に於きましては、カネボウは1986年に上海華鐘ストッキング有限会社を設立して以来合計23の会社を設立しましたが、今や青島華鐘製薬有限会社以外の全てから資本を引き上げ、今後は化粧品2社の社名と「華鐘」という名称にその名残をとどめることになります。

これらのことは、カネボウ生え抜きの人間としては大変寂しいものであり、特に中国事業に関しては本誌を発行する上海華鐘コンサルタントサービス有限会社の古林総経理と共にかつて多くの「華鐘」会社を設立した私としても大変複雑な思いがありますが、今後は中国を含めた全世界の化粧品市場で「カネボウ」の名を再び輝かせたいと思っています。



開業式の司会は上海東方衛星テレビの  
人気キャスター葉榮(向かって左)

[目次に戻る](#)



## 合作パートナー紹介

### 海に突き出た海寧地区を訪ねる — 浙江省海寧市視察

華鐘通信編集部

(浙江省海寧市の俞志宏書記、海寧市人民政府徐輝常務副市長の要請を受けて、3月末、弊社総経理古林一行は、長江デルタ地域の南翼、浙江省の北部に立地する海寧市を訪ねました。)



嘉興市管轄下の県級市として、海寧市は上海市の西 100km、杭州市の東 60km にあり、南は銭塘江に接し、その内陸面積は約 700km<sup>2</sup>、地勢は平坦で、河川が多く流れる典型的な江南の水郷です。その経済は発達して、市場は繁栄している中国初の沿海対外開放県(市)の一つであって、連続三回「全国綜合実力百強県(市)」にランクインし、社会經濟發展綜合

評価は全国第 19 位で、浙江省初の「小康県(市)」の一つに選ばれ、「魚と米の故郷、シルクの都、文化都市、観光都市、皮革アパレルの都」等の称号を得ています。

「海寧」と聞いて、直ぐに思い浮かぶのは、「銭塘江の逆流」と「海寧中国皮革城」でしょう。但し、今回の視察の目的は、「逆流」観光でも「皮革城」参観でもなく、海寧市の二ヶ所の開発区である「尖山新区」と「海寧開発区」の現場視察です。

上海市の中心から車で 1 時間半ほど走り、徐輝常務副市長と海寧市外經貿局の錢培倫局長、尖山新区管理委員会金中一主任の同行で、先ずは尖山新区を訪問しました。

**海寧尖山新区 ([www.jsxq.gov.cn](http://www.jsxq.gov.cn))** : 海寧尖山新区の敷地面積は 42km<sup>2</sup>、杭州湾銭塘江北岸の尖山河の河口に立地し、土地の多くが人工埋立地であるので、土地指標に対する規制がなく、中国全国の開発区における土地指標が不足している現状において、その土地の優位性は顕著です。現在、「生態に

立脚して、工業を振興させ、総合的開発を目指す」をスローガンとして、先進的製造業をリード産業として、旅行観光・リクレーション機能を具えた近代的綜合生態型海浜タウンを目標としています。又、外国企業投資誘致の目玉の一つとして、海寧尖山ゴルフクラブも 2003 年 9 月に正式着工を開始して、現在は 18 ホールの建設が完了し、全 36 ホールパー144 のゴ



海寧市徐輝常務副市長(写真中央)、古林総経理に尖山新区のレイアウト、土地、交通状況等について説明

ルフ場は2006年末に竣工の予定であり、同時にホテル、クラブハウス、プール等の付帯施設も次々にオープンを予定しています。緑が豊富な尖山新区は新たな活力を海寧市にもたらすでしょう。

正午、海寧市の俞志宏書記の招待による昼食が始まりました。俞書記はかつての浙江省嘉興経済開発区管理委員会の主任時代からの古林総経理の古い友人であり、当時古林総経理は嘉興経済開発区の特別顧問に招聘され、毎年開催される「商務顧問年次会」で必ず顔を合わせ、外国企業の投資傾向、特に日本企業の投資動向について意見を交換し合う間柄です。市書記としての俞書記は、海寧市の各分野での優位性を私たちに力説し、多くの外国投資者を海寧市に紹介して欲しいと要請されました。



昼食時、親交を暖め、投資に関する意見交換する  
海寧市俞志宏書記(右)と古林総経理(左)

昼食後、私たちは海寧市の中心に立地する省級開発区の海寧経済開発区を訪問しました。**海寧経済開発区** ([www.hnkfq.com](http://www.hnkfq.com)) : 海寧経済開発区は、1992年に設立され、1997年に省級開発区の認定を受けました。海寧市の北部に立地して市街区に近接し、滬杭高速道路(上海



銭塘江の勢いのある逆流

～杭州)、滬杭鉄道、01省級道路、大運河による水運等、交通条件が整っています。総面積は50 km<sup>2</sup>であり、既に12 km<sup>2</sup>が開発を完了し、皮革産業を先頭として、繊維、縦編、靴下産業をリード産業とし、電子情報、新素材、化工(医薬)等の新産業を奨励発展させようとしています。海寧経済開発区管理委員会周利徳副主任の説明から、海寧市の皮革産業は中国全国総生産量の3分の1を占め、現在中国最大の皮革・皮革アパレル・皮革生産の集散センター

となって、「中国皮革の都」と称され、牛革ソファ、皮革カーシート完成品の生産基地になっている事がよく理解出来ました。

文化の面においても、海寧市は「文化の都市」の誉れを受け、多くの人材が輩出しており、国学の大学者である王国維、詩人の徐志摩、有名作家の金庸等が挙げられます。

又、海寧市の銭塘江の逆流は、東洋のポロロッカとして珍しい自然現象として世界的に有名です。毎年、陰暦の8月18日前後、海寧市では「中国国際銭江(海寧)逆流記念デー」を開催し、国内外より100万人以上の観光客を集め、逆流を觀賞するのです。

上海市に戻る車中で、今回は銭塘江の河川の勢いのある流れを見る事は出来なかったけれど、毎年陰暦8月18日前後の逆流のように、期待や投資やその他の大きな波がこれから海寧市に注がれるのだとの感を強くしたのです。

[目次に戻る](#)



## 社員紹介

### 品質管理部

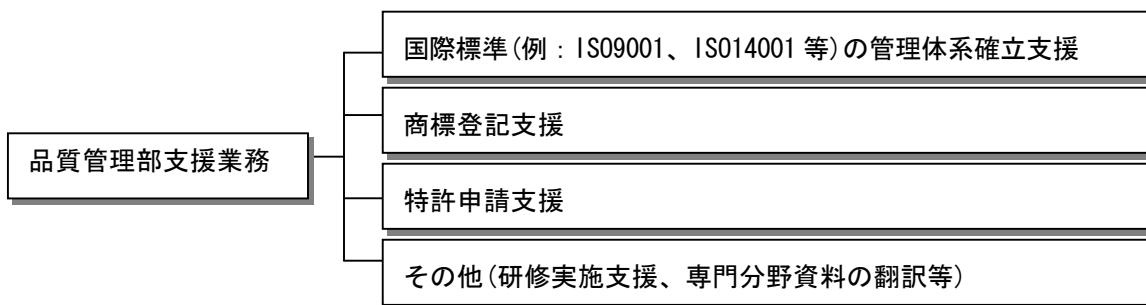
華鐘通信編集部



今月紹介する品質管理部の現在の在籍者数は6名です。現在、主としてISO国際標準管理体系確立コンサルティング、商標登記サービス、特許申請サービス等の業務を担当しています。

#### 1. 品質管理部支援業務の紹介

品質管理部では各会員企業の社内における国際標準(例：ISO9001、ISO14001等)の管理体系確立に対するコンサルティングサービスを中心に業務を展開しています。日系企業においては、日本で既に確立されているISO国際標準化管理体系をいかにして中国現地法人に根付かせるのかを日本側派遣の管理人員の方々と一緒に検討して、内部審査やドキュメント(日文・中文)の作成等を中心にサービスを提供しています。商標登記、特許申請支援サービスにおいては、中国の商標代理申請事務所との間に入って、順調な意思疎通をもって会員企業の権利保護に努めています。



#### 2. 品質管理部メンバーのプロフィール

以下、品質管理部のメンバーを紹介します。

##### 潘琦明：品質管理部主任



1984年、上海電機技術高等専科学校電機製造学科卒業。日本語一級、ISO9001品質管理体系・ISO14001環境管理体系主任審査員、特許業務従事資格を保有。主としてISO標準管理体系確立コンサルティング及び関連研修、商標登記、特許申請支援等の業務を担当。日本企業の管理習慣を熟知して、中国企業における業務経験を生かして、会員企業に対して効果的なコンサルティング意見を提供する。スポーツと旅行をこよなく愛し、職業における座右の銘は、「信用は職業の基礎」である。



**陸永国：項目經理**：1983年上海海運学院航運・水運エンジニアリング学科卒業。国家公認品質・環境・職業健康安全管理体系審査員、品質・環境管理体系研修講師の資格を持つ。大学本科卒業後、港湾企業の貨物輸送、荷役、倉庫保管、貨運代理の現場管理業務を経験し、企業の総合管理業務に就く。1996年より ISO 基準に触れて、品質・環境管理体系に関するコンサルティング・審査認定業務に従事する。これまで企業管理分野における論文を10篇余り発表。社内内部審査員の研修の講師を務め、全面的な品質管理、5S活動等管理知識面での研修の講師も務める。



**胡 琮：項目經理**：2002年7月、華東理工大学日本語学科卒業。同年2月に実習生となり、7月に正式入社。主として商標登記・特許申請支援等知的所有権に関するコンサルティング業務に従事。又、社内の ISO 体系の運用を担当。目標は、「業務において実績を積み、コンサルティング能力を向上させて、会員企業に更に専門的なサービスを提供する事」。



**鍾有祥：項目經理**：1980年、華東師範大学外国語学部日本語学科卒業。1980年～1986年、上海市黄浦区夜間大学にて日本語教師。1988年～1990年、東京都立大学にて日本近代史研究生。1991年～1996年、上海市黄浦区私立日本語学校を設立して校長に就任。1997年～2004年、日系大手事務機器メーカーにて総務・生産・品質科長を歴任。過去長期間、上海市総工会、上海市医薬公司、黄浦区人民政府の日本語通訳を担当。2002年、日中国交正常化30周年記念活動では、要請を受けて日本文化代表団役員兼通訳に就任。2004年9月入社。これまでの職歴を生かして、ISO 関連のコンサルティングサービスに従事。目標は、「会員企業の為に一流のサービスを提供する事」。



**賀逢佳：項目助理**：2005年7月、上海華東理工大学日本語学科卒業、学士取得。同時に第二専科として金融学の卒業証書も取得。日本語一級、日本語専業八級資格を保有。卒業と同時に入社。ISO 関連業務や開発部の商業企業設立後登記関連業務に従事。目標は、「業務経験を絶えず蓄積して、自己の能力を高め、更に顧客満足度の高いサービスを提供する事」。



**胡心蘭：項目經理**：1986年、大学卒業後品質検査業務に従事。1990年、日本留学。1995年、武蔵工業大学電子工学修士取得。1996年、帰国後日系電子部品メーカーの代理業務に従事し、その後、二社の日系部品メーカーにて現場品質管理業務及び ISO 品質・環境体系確立業務に従事。2005年9月入社。これまでの実務経験を生かして、ISO 関連業務を担当。趣味は旅行とヨガ。目標は、「会員企業に対して専門的、水準の高い、価値のあるサービスを提供する事」。

[目次に戻る](#)



## ★ 中国ビジネス相談 Q &amp; A

## ■ 租税協定の恒久的施設認定などに関する問題について(その1)

**Q: 国税局が恒久的施設に関して改めて見解を発表しましたが、その問題についての解説をお願いします。**

国税局が恒久的施設に対する見解を明確にしましたが、駐在員事務所の課税非課税や技術支援者が常駐する事務所の課税に影響するのでしょうか。解説をお願いいたします。<租税協定における恒久的施設認定に関する問題><駐在員事務所><課税非課税>

**A: 国家税務総局は『租税協定の恒久的施設認定などに関する問題についての通知』(国税発[2006]35号、2006年3月14日公布)を公布し、租税協定で定義されている語句についての見解を改めて示しました。**

国家税務総局が3月14日付で公布した『租税協定の恒久的施設認定などに関する問題についての通知』では、租税協定中にも定義されている「PE(※中国語では常設機構)」と「営業」、「準備性或いは補助性」活動について、当局の見解を表す通知となりました。

今回の通知は、従来の税務当局の考え方を変更するものではありませんが、はっきりとした定義がないために、課税非課税について税務当局との見解の違いが多発していることに対して税務当局の見解を明確にしたことに意義があります。

### 1. 恒久的施設の解釈

まず、恒久的施設について説明いたします。

本通知の原文中国語は「常設機構」ですが、日本語では一般に「恒久的施設」と訳され、英語の「Permanent Establishment」の頭文字をとって「PE」とも言われます。本 Q&A では、恒久的施設とします。

中国が対外的に締約している『所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための協定』(当 Q&A では租税協定)第五条で、恒久的施設とは、企業が全て或いは一部の営業を行う固定場所であると定義されています。しかし、親会社に対して準備性或いは補助性業務を専門で行うために開設された場所については恒久的施設とは見なさないと明記しています。

今回発表された通知でも、この基本的考え方は変わりません。以下、租税協定における恒久的施設の定義をご紹介します。

(1) 企業が全て或いは一部の営業を行う固定場所とは、

①管理場所、②分支機構、③事務所、④工場、⑤作業場、⑥鉱山、油井又は天然ガス田、採石場またはその他天然資源を採掘する場所、⑦農場或いは林場

(2) (1)のほかにも恒久的施設と見なされるケースは、

①建設現場、建築・組立・据付工事現場、或いはそれら作業に関する管理監督場所で、連続して6ヵ月以上存在するもの

②日本の企業が従業員或いは企業が雇用したその他の人員を通じて、中国内で単独または関連プロジェクトを実施するために、コンサルタント役務を含む労務を提供する場合で、その役務提供が任意の12ヵ月の間に連続或いは累計6ヵ月を超える場合

③自然資源の調査或いは採掘するために使用する施設、装置、ボーリング機、船或いはその他設備、または調査採掘関連活動で、上記設備の使用または活動が3ヵ月以上連続する場合のみ

(3)恒久的施設と見なされないケースには、以下のケースがあります。

- ①親会社の貨物または商品を保管、陳列、引渡しのためにのみ施設を使用する場合
- ②保管、陳列、引渡しの目的のみで保存してある、親会社の貨物または商品の在庫
- ③別の企業が加工する目的のみで保存してある親会社の貨物または商品在庫
- ④親会社のために貨物または商品の仕入れ、情報収集のみを目的として開設された固定営業場所
- ⑤親会社のためにその他の準備性或いは補助性業務を行うことのみを目的として開設された固定営業場所

## 2. 「営業」と「準備性或いは補助性」の意味

### (1) 「営業」の定義

今回発表された通知によりますと、「営業」とは英語の「Business」の翻訳で生産経営活動だけでなく、非営利機構が従事する一般業務活動も「営業」に含まれるとしています。このため、日本の非営利機構が中国の固定場所で、当該機構に対して準備性或いは補助性業務を行う場合は、恒久的施設とは見なされませんが、それ以外の活動をしていると、中国に恒久的施設があると見なされます。

### (2) 「準備性或いは補助性」活動の判定原則

- ①固定場所が親機構のためだけにサービスを提供しているか否か、または他人との業務往来があるか否か。
- ②固定場所の業務性質が親機構の業務性質と一致しているか否か。
- ③固定場所の業務活動が親機構の業務の重要構成部分となっているか否か。

本通知では、「中国での固定場所で、親機構以外の他人にサービスを提供し、業務の往来がある場合や、固定場所での業務が親機構と一致して、なおかつその業務が親機構の業務の重要構成部分となっている場合は、中国の固定場所における活動は、準備性或いは補助性的活動とは認められず」、恒久的施設を保有していると見なすとしています。

次回の中国ビジネス Q&A では、恒久的施設に関連した駐在員事務所の課税の扱いと技術支援者が常駐する場合の課税について解説します。

続 く

[目次に戻る](#)

## ★ 中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■ 租税協定の恒久的施設認定などに関する問題について(その2)

**Q: 国税局が恒久的施設に関して改めて見解を発表しましたが、その問題についての解説をお願いします。**

国税局が恒久的施設に対する見解を明確にしましたが、駐在員事務所の課税非課税や技術支援者が常駐する事務所の課税に影響するのでしょうか。解説をお願いいたします。<租税協定における恒久的施設認定に関する問題><駐在員事務所><課税非課税>

**A: 国家税務総局は『租税協定の恒久的施設認定などに関する問題についての通知』(国税発[2006]35号、2006年3月14日公布)を公布し、租税協定で定義されている語句についての見解を改めて示しました。**

掲載が前後しましたが、今回発表された通知の全文をご紹介します。この通知は中国政府が各国政府と締結している二重課税防止に関する租税協定(日本政府とは「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」として1983年9月6日に締結)に関して、その第5条の「恒久的施設(中国語では「常設機構」、英語ではPermanent Establishment、略してPEと言われることが多い)」の定義、認定について明らかにしたものです。

その理由は二重課税防止という考え方が、当該国において事業活動をする団体機構(登記のあるなしにかかわらず)がPEであるかどうかを基準となり、PEであれば当地政府が課税権を持つ、との国際的な認識によるものです。したがって当地政府がPEであると判断すれば機構に対しては課税が必要であれば課税しますし、またその職員は個人所得税の納税義務を有することになります。

### 国家税務総局の租税協定恒久的施設認定など関連問題に関する通知

#### 国税発[2006]35号

各省、自治区、直轄市と計画単列市国家税務局、地方税務局、揚州税務進修学院：

わが国が対外的に締結している租税協定第五条(恒久的施設)第一項規定によると、「恒久的施設」とは企業が全て或いは一部の営業を行う固定場所であり、第四項規定によると、恒久的施設には、本社に対して専門的に準備性或いは補助性活動を行う目的で開設された固定営業場所は含まないと見るべきである。国際連合(UN)租税協定の見本注釈と経済協力開発機構(OECD)租税協定の見本注釈及び世界中の多くの国家が採用する方法に基づき、「営業」と「準備性或いは補助性」の意味とその他恒久的施設に関する問題を以下の通り解釈する。

一、「営業」とは英語のビジネスの翻訳であり、実際には生産経営活動を含むだけでなく、非営利機構が従事する一般業務活動も含まれる。このため、租税協定を締結した相手方の非営利機構は、わが国に設立した固定施設或いは場所での業務活動を通して、当該機構に対して準備性或いは補助性活動をする場合を除いて、わが国で恒久的施設を構成すると見なすべきである。

二、「準備性或いは補助性」活動に対する判定は以下の原則に注意すべきである。

(一) 固定施設或いは場所が総機構のためだけにサービスを提供しているか否か、或いは他人と業務の往来があるか否か。

(二) 固定施設或いは場所の業務性質が総機構の業務性質と一致しているか否か。

(三) 固定施設或いは場所の業務活動が総機構の重要組成部分となっているか。

もし固定施設或いは場所が総機構に対するサービスだけでなく、他人と業務往来がある、或いは固定施設或いは場所の業務性質が総機構と一致し、かつその業務が総機構の重要組成部分となっている場合は、当該固定施設或いは場所の活動は準備性或いは補助性とは認められない。

三、締約国側の居住者個人が恒久的施設での労務で得た給与、賞与所得は、租税協定の「非独立の個人労務」(或いは「給与所得」)条項と関連国内税法の規定に則り、個人所得税を徴収する。締約国相手側政府に提供するサービスに関するものについては、租税協定の「政府サービス」条項規定に基づき免税を確定する。

四、納税者が中国国内の機構、場所で総機構のためにのみ準備性、補助性サービスを提供し、恒久的施設を構成しないと考えられる場合、税務機関に対し関連の証明資料を提出し、税務機関が判定を行う。

### 1. 登記証を取得する外商投資企業や駐在員事務所は PE

外商投資企業や駐在員事務所など、中国の関連部門に対して設立申請し、営業許可証或いは登記証を受領する営業場所については、例外なく PE と見なされ、営業収入を得た場合、その収入に対して中国での納税義務が生じます。ただ収入のない駐在員事務所の課税、非課税についてどうするかについては、中国政府は既に『国家税務総局の外国企業常駐代表機構に関して税収協定に定義する PE であるかどうかの解釈に関する通知』(国税函[1999]607号、1999年9月13日公布)を出しており、今回の通知と同様な考え方で、駐在員事務所の課税、非課税の判断区別を明確にしています。

税務局が、当該 PE で行っているのは「準備性或いは補助性」活動であり、利益を得ていないと判断した場合、非課税事務所として認定されることとなります。このため、通知の第四項にもありますように「納税者が中国国内の機構、場所で総機構のためにのみ準備性、補助性サービスを提供し、PE を構成しないと考えられる場合、税務機関に対し関連の証明資料を提出し、税務機関が判定を行う。」としたわけです。ただし、非課税事務所の申請資格があるのは、親会社が製造業である場合に限られているのが現状で、商社、運輸会社、ホールディングカンパニーなどの事務所は非課税事務所申請をしても受理されません。

### 2. 登記証を取得しない技術支援センターなどの扱いについて

一方、契約書に基づいて技術者を日本から派遣し、中国で一定期間業務を行うなどの場合、PE と認めるかどうか、課税の対象とするかどうかがよく問題となります。

租税協定における定義では、「建設現場、建築・組立・据付工事現場、又はそれら作業に関する管理監督場所で、連続して6ヵ月以上存在するもの」、「日本の企業が従業員或いは企業が雇用したその他の人員を通じて、中国内で単独または関連プロジェクトを実施するために、コンサルタント役務を含む労務を提供する場合で、その役務提供が任意の12ヵ月の間に連続或いは累計6ヵ月を超える場合」は PE と見なされ、中国での業務収入に対して課税義務が生じます。

PE に属する個人は中国で個人所得税を納めなければならないとの原則から、派遣される技術者の個人所得税の納税が必要となり、管轄税務局の判断によりますが、滞在期間中の納税を要求する場合と、滞在日数が183日を越える場合に要求されるケースとに分かれているようです。

以上

[目次に戻る](#)



## 上海市第 1 四半期の GDP は 12.3%の増、6 つの特徴が顕著

解放日報(2006年4月21日)：

上海市統計局が4月20日に発表した第1四半期の経済運営報告書によれば、上海市の経済は2005年下半期からの安定した健全な発展動向を持続しており、2006年の経済成長率は高い水準でスタートした。国家統計局の連合審査を経て、上海市の2006年第1四半期の生産総値実績は2,296.72億元であり、比較可能価格に基づく計算によれば、前年同期比では12.3%の増あり、伸び率は1.5ポイントである。

これと同時に、市民所得水準も引続き上昇している。第1四半期において、上海市都市部市民世帯当りの平均可処分所得は、5,870元/人であり、昨年同期比では10.8%の増である。農村部市民世帯当りの平均可処分所得は、3,956元/人であり、同8.4%の増であって、伸び率は0.5ポイントである。

全体的に見れば、経済運営においては、以下の6つの特徴が顕著である。

工業生産は、全体的に急速な成長を維持した。第1四半期の上海市の一定規模以上(売上高500万元以上及び全国有企業)の工業付加価値は、974.86億元であり、成長率は15%である。自動車製造業は市場販売の好転と昨年の低い基数という二つの要因から、低迷を脱して大幅に伸びた。自動車生産台数は、15.61万台で69.6%の増である。自動車製造業の生産値実績は316.02億元で63.8%の増である。製鋼鋼材製造業は国内の生産能力過剰と価格下落の影響を受けて、生産値ではここ数年来初の下降となった。

主要サービス業界の成長動向は良好である。第1四半期における上海市の第三次産業の付加価値実績は、1,208.4億元であり、10.6%の増で、主要サービス業界は急速成長を維持している。交通運輸・倉庫備蓄・郵政業の付加価値実績は同期比では11.4%の増、卸売業・小売業では11.1%の増、情報伝送・コンピュータサービス・ソフトウェア産業では18.4%の増、金融業では12.5%の増であり、その伸び率は昨年同期比に対し、全て比較的大きいと言える。但し、不動産業は市場取引量の減少から、付加価値は昨年同期比において3.8%の減である。

市場消費は比較的旺盛であった。第1四半期の上海市の社会消費品小売総額実績は824.38億元であり、12.8%の増、昨年同期比では2.6ポイントの増であって、1997年以降の同期最高水準となった。

固定資産投資の伸び率は安定して推移した。第1四半期の上海市の社会固定資産投資完了額は712.53億元であり、14.4%の増で、同期比では10ポイント回復した。この中で、工業関連投資はやや回復して、213.69億元の実績で、12%の増である。都市インフラ基盤建設投資の伸び率は急速であり、その投資実績は170.01億元で、19.1%の増である。

対外貿易輸出は引続き高い伸び率を維持した。第1四半期の上海市の対外貿易輸出商品総額は、262.8億米ドルであり、同期比では26.5%の増である。この中で、加工貿易輸出は、150.85億米ドルで、25.8%の増、一般貿易輸出は98.96億米ドルで、27.7%の増であった。

消費価格の上昇は平穏であった。第1四半期の上海市の市民消費価格水準は昨年同期比で1.2%の増、伸び率は同期比で0.3ポイントの減である。食品類の価格は総指数に対する影響は明らかに減少しており、その他類商品の価格上昇による影響が大きくなっている。情報によれば、食品類の価格の上昇率は3.2%であったが、ここ数年は下降を続けた衣類及び家庭設備用品・修理サービス類の価格水準が顕著に上昇し、その上昇率は、前者で4.6%、後者で3.1%であった。

### 税務総局：中国税務機関、全面的に税務登記証を交換交付

新華ネット(2006年3月28日)：

3月28日の国家税務総局からの情報によれば、2006年8月1日より、全国で一斉に新税務登記証の交換交付、新交付を開始する。税務総局は事前に専門の公文を出して、この業務を実施する。

税務総局の担当者によれば、税務登記証の交換交付目的は、納税者の戸籍管理を強化し、徴税管理の基礎を強固にして、徴税漏れを防ぐ為である。

税務登記証の交換交付範囲は、既に税務登記手続を完了している納税者は全て新しい税務登記証に交換しなければならず、税務登記管理弁法の規定に照らして手続を実施しなければならない納税者で税務登記未登記の場合、税務機関にて税務登記手続を実施する。個人所得税源泉徴収義務のある者は、源泉徴収納税登記を実施する。既に税務登記を行っている源泉徴収納税義務者は、源泉徴収納税登記手続は不要である。源泉徴収納税義務者は、税務機関の公告期限内に組織コード証書等の一式の資料を持参して、税務機関にて源泉徴収納税登記手続を行う。

聞くとところによれば、2006年8月1日より、新しい税務登記証の交換交付、新交付が開始され、2007年1月1日より旧の税務登記証は失効する。2006年8月1日迄は、新しい税務登記証の交換交付、新交付は実施されない。

### 国家質量検験総局、食品・化粧品輸出入ラベル審査認定手続を簡素化

新華ネット(2006年3月29日)：

3月29日の情報によれば、国家質量検験総局は先に公告を公布して、2006年4月1日より輸出入食品・化粧品のラベル審査認定と検験検疫を同時に行い、事前審査認定は廃止される。

公告によれば、4月1日より、出入国検験検疫機関は、『輸出入食品・化粧品ラベル審査認定証書』に基づく検査を強制しない。公告では、輸入食品・化粧品レベルは中国の法律法規及び強制性基準の規定に合格している事、輸出食品・化粧品のラベルは輸入国/地域の要求に合格している事を強く求めている。既に取得されている『輸出入食品・化粧品ラベル審査認定証書』は引続き有効であり、輸出入食品のラベルが審査認定証書の記載されている内容と一致する場合、ラベル審査認定は免除される。

国家質量検験総局は各地の検験検疫部門に対して、ラベル審査認定制度の調整重視を要

求し、調整後のラベル審査認定作業を確実に実施して、ラベル不合格貨物を妥当に処理して、検閲検疫料金徴収基準に基づく費用徴収に統一して、ラベル審査認定費用は徴収しないとしている。

### 商務部、中古車市場を規範化、『中古車取引規範』を公布

中新ネット(2006年4月5日)：

京華時報の報道によれば、2005年10月1日に発表された『中古車流通管理弁法』に続き、これに付帯する実施細則である『中古車取引規範』が正式に実施される。商務部が4月4日に対外公布して即日実施される『中古車取引規範』では、一部の中古車取引では品質保証が必須であると明確に規定されている。

当該『規範』では、中古車代理販売企業は中古車を買手に販売する前に、車輛点検を実施して、販売展示ゾーンに入れる車輛の関連情報を明記し、当該情報を分かりやすい位置に表示しなければならない。同時に中古車代理販売企業は最終ユーザーに対して使用期間が3年以上か又は走行距離が6万km未満の車輛(どちらかの先に到達する基準に基づく、営業用車輛は除く)を販売する場合、ユーザーに対して少なくとも3ヶ月間又は5,000km迄(どちらか先に到達する基準に基づく)の品質保証を提供しなければならない。品質保証範囲は、エンジンシステム、ハンドルシステム、駆動システム、制御システム、サスペンションシステム等である。中古車代理販売企業が最終ユーザーにアフターサービスを提供する場合、アフターサービスリストを提供しなければならない。又アフターサービス提供過程において、ユーザーの同意を得ていないサービスを勝手に提供してはならない。中古車代理販売企業は、車輛基本データ、修理養生記録等を含むアフターサービス技術ファイリングシステムを構築しなければならない。

### ヨーロッパのリース大手、中国市場に勇んで進出

国際金融報(2006年3月28日)：

間もなく、世界最大の銀行グループであるドイツ Sparkassen ファイナンスグループの徳益齊租賃公司(Deutsche Leasing 社子会社)が上海市で正式営業を開始する。徳益齊租賃公司是中國初の独資による欧州リース企業子会社である。

Deutsche Leasing 社は欧州の五大リース会社の内の一社であり、管理資産総額は250億ユーロであって、ドイツの非専属マーケットの優良企業であり、機械、自動車、コンピュータ等の業界に対して、動産をリースし、同時に不動産、無形資産、権利証書、特許のリースサービスを提供している。

徳益齊租賃公司董事会のハイドミラー主席は、中国は既に世界で第三位の機械市場を形成しており、2005年の機械・工業分野における輸入総額は400億ユーロに迫り、この中でおよそ約70億ユーロがドイツからの輸入であって、中国市場の潜在力は非常に巨大であると表明した。上海市の子会社では、初年度には少なくとも2,000万ユーロを投資し、第2年目はその倍額を投資して、その後2年間の調整期間を経て、中国市場において徐々に自社

のブランドイメージを確立して行くとしている。

### 外国企業、中国で「独資」による流通業経営盛ん、60%は独資企業

中新社(2006年3月31日) :

『中国流通産業発展報告』(2005年～2006年)が3月31日、北京にて発表された。当該報告によれば、中国流通産業において、外商独資経営動向は日増しに顕著であり、2005年に新規認可設立された外資系商業企業では、その6割以上が独資企業である。

WTO加盟時の承諾事項に基づき、中国は2004年12月11日より小売販売分野での外国企業投資に関する地域、設立社数、出資比率に関する規制を撤廃した。

2005年、外資商業企業の中国流通産業分野への進出速度は顕著に加速され、企業設立申請数は明らかに増加している。2005年、中国商務部の流通分野の外資商業企業設立認可数は1,027社であり、1992年～2004年の12年間に認可した総社数の3倍に当るが、この中で独資企業は625社であり、61%を占める。

新規設立企業の独資傾向が強まる中、既存の合弁方式にて中国流通分野に進出した外資系企業においても、積極的に出資比率を調整して、独資経営に向かう方向にある。華潤蘇果超市とタイの正大集団の合弁による「易初蓮花」の全面的独資移行計画が開始されて以降、ドイツメトロ集団もその中国の合弁企業である「錦江麦徳龍」の出資比率を60%から90%に増やすと宣言している。

『中国流通産業発展報告』では、流通分野での外資買収合併案件が顕著に増えていると報告されている。2005年、中国商務部が認可した外資企業による買収合併案件は24件であり、この内、「上海永楽電器」は外国企業に61店舗を一括で譲渡した。イギリスのTESCO社は海外にて中国国内の「楽購」の25店舗の大型スーパーマーケットの50%の出資持分を買収した。

### 最新統計分析：外資小売企業の規模拡大加速化が顕著

経済日報(2006年4月10日) :

中国商業聯合会の最新統計分析によれば、2004年12月11日より中国が小売業分野の全面的対外開放を実施して以降、外資の小売企業の中国進出速度は顕著に加速され、特に中国経済の持続的、急速な成長が消費品市場の巨大な発展潜在力の現れであるとされて、外資小売企業の進出規模拡大熱を大いに促進している。

2005年の1年間だけで、商務部が設立を認可した外資系商業企業の数1,027社であり、2004年迄に商務部が設立を認可した外資系商業企業合計数の3.27倍にのぼり、店舗開設数は1,660店、営業面積は468.34万㎡となっている。2005年に設立認可を受けた卸売兼業の小売企業は187社であり、2004年に認可された小売企業の6倍以上数にのぼる。

分析によれば、外資小売企業の独資化方向は顕著である。2005年商務部が認可した187社の外資小売企業において、外商独資企業数は124社で63%を占めている。又、既に進出している外資小売企業、例えば「麦徳龍」(メトロ)等は、合弁企業における中国側出資持

分を購入する等、続々と独資経営へと転換している。

外資小売企業の拡大方式の重点も買収合併の方向へと急速に変化している。2005年に入り、外資小売企業は内資小売企業及び中国国内外資系小売企業に対する買収合併活動が顕著に増加した。2005年、商務部が認可した外資企業の買収合併プロジェクト案件数は24件であり、同時に一部の外資小売企業は、海外にて中国国内小売企業の買収を行った。

出店速度の加速化と買収合併を通じて、一部の外資小売企業の規模は急速に拡大している。2005年末現在、「沃爾瑪」(米ウォールマート)の中国大陸地区での出店数は56店舗となり、2005年の新規開店は13店舗で30.2%の増である。「家樂福」(仏カルフル)の出店数は70店舗、2005年の新規開店は15店舗で27.3%の増である。「百安居」(英B&Q)の出店数は既に48店舗で、2005年は「欧培德」(独)の買収と新規出店で、合計27店舗を新規展開して、56.3%の増である。「易初蓮花」(タイロータス)の出店数は71店舗、2005年の新規出店数は30店舗で73.2%の増である。「麦德龍」(独メトロ)の出店数は28店舗、2005年の新規出店は5店舗である。

外資小売企業は、二線・三線都市への拡大を加速化させている。外資小売企業の出店地域に対する開放と一線都市での拡大方式が買収に変化した事で、一部の外資小売企業の二線・三線都市への拡大速度の加速化を促進している。例えば、「沃爾瑪」(米ウォールマート)は、2005年、晋江、玉溪、蕪湖、濰坊、岳陽に新規出店した。「易初蓮花」(タイロータス)は、嘉興、紹興、温州、泰州、南通に新規出店した。「家樂福」(仏カルフル)は、2006年に浙江省での出店を計画しており、数店舗を浙江省の二線・三線都市に出店する。

### DHL の中国投資、9 億米ドルを超える

国際金融報(2006年4月19日)：

中国物流市場の40%を既に占有し、四大宅配便企業のトップを走るDHLは、中国市場での統制的地位を更に強固する。4月17日、「DHL中国優先」戦略を発表して、中国市場での累計投資額は今年中に9億米ドルを超えるとした。

「DHL中国優先」戦略によれば、今年DHLは、中国の合併企業である「中外運敦豪」での一連の重要対策を打ち出す。約2,400万米ドルを投資して、「中外運敦豪大厦」を建設し、当該ビルはDHLの中国での「中枢機能」を果たす。この投資対策に伴い、DHLのここ数年のグレートチャイナに対する総投資は9億米ドルを突破する。これまで、DHLは4億米ドルを投資して国泰航空公司と合併で「香港華民航空」を設立し、2.1億米ドルを投資して香港・珠江デルタ圏をカバーするアジア積み替え配送センターを建設・昇級させ、2003年には総額2.73億米ドルを投じて、インフラ基盤及びサービスネットワークの拡大・昇級を目指した5年の中国投資計画を発表している。

### アルマーニ、香港にて5年以内に中国大陸で数十店の専門店展開を発表

新華ネット(2006年3月30日)：

イタリアのファッションアパレルグループであるアルマーニは3月30日香港で、中国国

内での業務発展速度は当初の予測よりも速く、今後 5 年間に於いて、中国国内主要都市で 40～50 店の専売店を出店すると発表した。

アルマーニグループの総裁であり、国際的にもトップ水準のデザイナーであるジョージ・アルマーニ氏は、中国文化は自分にとって多くのデザインに対するヒントをもたらしてくれる、中国の開放政策もグループの中国国内発展拡大に貴重なチャンスを提供していると表明した。

当該グループの商務・市場マネージャーであるヨハン・フランクス氏は、アルマーニの中国国内での発展は急速に展開しており、元来は 2008 年迄に 30 の専売店を出店する予定であったが、現在既に 35 店を出店しており、中国はアジア第二の市場となっていると語った。

本部をイタリアに置くアルマーニはグローバルファッション・高級消費財集団企業の一つであり、13 の工場と全世界の 40 の国や地域に 300 店以上の専売店を出店している。その製品は、アパレル、装飾品、メガネ、時計、家具用品、化粧品等である。

### 海外金型巨頭の中国投資熱

経済参考報(2006 年 4 月 3 日) :

国際的な大型金型企業であるフィンランドのペルロス社が投資建設した「深圳模具制造廠」は最近正式操業を開始した。当該工場は全て欧米基準に則り建設され、第 1 期の投資額は 6,000 万元であり、主として電信、保健、電子、自動車等の産業に高級金型製品を供給し、同時に試験・検査能力を具備している。

関係部門の統計データによれば、昨年来、先進国の金型企業の中国への移転速度は加速化している。昨年 5 月、日本では第 1 位の自動車用金型メーカーである富士工業技術株式会社と三井物産株式会社が共同で設立する三井富士汽車模具有限公司は、山東省煙台市と正式に契約を取り交わして進出を決定した。米国のコニーアジアと中国東風汽車模具公司是合弁で「武漢東風科爾模具標準件有限公司」を設立したが、米国側の出資比率は 63%である。昨年 7 月、日本で金型生産に従事している AB 社は、初めて中国台湾地区個人パソコン周辺装置業者と上海市で工場を建設し、マウス及び携帯電話機用金型製品を生産している。EU、韓国、シンガポールの金型企業も訪問団を組んで中国への視察に訪れ、進出地域や合作パートナーを探している。金型製造は全ての製造業の始まりであり、「工業の母」と称され、電子、自動車、電機、電器、計装計器、家電、通信等製品における 60%～80%の部品は金型成型に依存している、と言われている。中国社会科学院工業経済研究所の王欽博士は記者のインタビューを受けて次の様に語った。現在、世界の製造業の生産基地の中国への移転速度が加速化されており、中国製造業は正に高水準先端昇級発展段階に突入り、品質の良い精密金型に対する需要は常に上昇している。先進国の金型大手企業は、1990 年代中期における外資金型企業の中国進出後以降の新たな投資熱を呼び起こしているが、その目的は先制奪取であり、中国本土の金型産業は、海外先進技術と高品質製品の「身近な挑戦」に直面して、中国国内での企業存続空間は狭まっている。

## 江蘇省昆山市、25 億元を投資して国際金型パークを建設

中新ネット(2006年2月22日)：

今後3年間において、江蘇省昆山市は25億元を投資して、建設用地面積1,000ムー(1ムー=約666㎡)の昆山国際金型パークを建設する。当該プロジェクト竣工後、昆山市の金型産業年間生産値は中国全国の10%を占め、関連産業にもたらす収益効果は300億元にのぼる。

昆山市は江蘇省の県級市の一つである。ここ数年、昆山市のIT産業、精密機械産業の発展は急速であり、金型産業に対して大きな発展空間をもたらしている。1998年に設立された昆山金型工業実験ゾーンは、多くのハイテク精密電子、高級自動車用精密金型企業を集積して、国家火炬計画金型産業基地を形成した。現在、当該金型工業実験ゾーンでは、金型製造、金型標準品、金型材料、金型機会等を含む多元化金型産業構造が既に確立している。

完成後の中国昆山国際金型パークは、金型製造加工ゾーン、金型材料取引ゾーン、金型設備商貿ゾーン、金型設計開発ゾーン、金型技術研修ゾーン、情報サービスゾーン等の五大機能ゾーンで構築され、計画では500社以上の金型生産・研究開発・研修・サービス企業を誘致して、昆山市を国内外で大きな影響力をもつ重要な金型産業基地となる事を目標としている。

## 第1四半期、第三次産業の外資導入実績は6割、 外資の上海サービス産業への投資加速化

人民日報(2006年4月18日)：

上海市対外経済貿易委員会が発表した最新統計データによれば、2006年第1四半期では、上海市の外資導入は引続き良好な勢いを示し、近代的サービス産業分野での進出が伸びている。

統計データによれば、2006年第1四半期、上海市が認可した外国企業投資プロジェクト数は910件で、外資導入額(契約ベース)は34.13億米ドル、前年同期比では9.9%の増である。この中でも第三次産業分野での導入実績が飛び抜けて大きく、合計623件のプロジェクトの外資導入総額は21.5億米ドルにのぼり、前年同期比では33.23%の増、全市外資導入総額(契約ベース)の62.99%を占めている。

近代的サービス産業分野を大きく発展させる事は、上海市における現在の外資導入戦略の重点の一つである。「十一五」(第11次五ヵ年計画、2006年～2010年)の良好なスタートとして、上海市は第1群の12ヶ所の近代的サービス産業集積地域を発動させた。第1四半期の外資導入実績から見て、商業分野では、250の外資プロジェクト案件を導入して、生産性サービス業分野での多くの「ゼロ」状態を改善した。例えば、上海市初の非法人制創業投資企業、同じく初の外資創意設計企業、同じく初の外資金融機関が設立した地域性本部等である。

[目次に戻る](#)

**編集後記**

話は少し前に遡りますが、春節前のある週末、例の如く足裏・全身マッサージの為、いつものお店でいつもの「小姐」を指名したところ、その夜、「小姐」はいやに私に話しかけてきます。マッサージが始まると直ぐに眼をつぶり、寝てしまうという私の「習慣」を知っているのに何故かしら…と思いつつ、彼女の質問にあれこれ答え、これまで中国のどこへ行った事があるのかという問いに、「北からハルピン、瀋陽、北京、大連、秦皇島…、南では広州、江門、肇慶、中山、珠海…」と答えると彼女は、「私は珠海でこの仕事を始めました。16才で家を出て、それからずっと珠海でした。珠海はいい所でしょ、食べ物は海鮮が多くて美味しいし、町の雰囲気も明るく清潔で過ごしやすいし、珠海では本当に楽しかった…」、私も「珠海は本当に住み易いと感じたわ、地方出身者が多いので、言葉は広東語でなく普通語での対応が主で、サービス業で働く人たちの態度もなかなか気が利いている…」と話すうちに彼女から、「実は明日でこのお店を辞めます、だから今日が最後の日なのです…」と言われ、例の如く「辞めてどうするの、どこか他のお店に移るの?」と私。「まだ何も考えていません、当分はゆっくりします。上海で働くことはプレッシャーが大きく、ちょっと疲れまして…」と彼女。このお店にはノルマというか基準があって1ヶ月の自分が働いた時間がある一定の基準を超えれば、時間給が1.5倍になるが、一定基準以下であれば、低い時間給のまま、つまりお客が沢山自分につくか、受付で采配する「小姐」や同僚との関係が良くなければ、余り稼げないという事情等があるようです。江西省出身の彼女は、マッサージの技術は高いのですが、余り愛想もなく、どちらかと言えばとっつきにくいタイプで、彼女自身も上海語の世界である上海やのんびりした雰囲気の珠海とは異なるその環境に常に違和感があったのだと思います。今、どこにいるのか…クリクリしたその眼を時々思い出します。 (鈴木雅美)

[目次に戻る](#)